

○総務省令第五十七号

電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）を実施するため、電波法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年六月八日

総務大臣 鳩山 邦夫

電波法施行規則の一部を改正する省令

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三十七号の四中「船舶の船名、位置、針路、速度その他の情報」を「船舶の船名その他の船舶を識別する情報、位置、針路、速度その他の自動的に更新される情報であつて航行の安全に関する情報及び目的地、目的地への到着予定時刻その他の手動で更新される情報であつて運航に関する情報」に改め、同項中第三十七号の五を第三十七号の六とし、第三十七号の四の次に次の一号を加える。

三十七の五 「簡易型船舶自動識別装置」とは、船舶局の無線設備であつて、船舶の船名その他船舶を識別する情報及び位置、針路、速度その他の自動的に更新される情報であつて航行の安全に関する情報の

みを船舶局相互間又は船舶局と海岸局との間において自動的に送受信する機能を有するものをいう。

第十二条第五項中「船舶自動識別装置」の下に「又は簡易型船舶自動識別装置」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、簡易型船舶自動識別装置を備える船舶局においては、F二B電波一五六・五二五MHzの周波数を送ることができるものであることを要しない。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。